

介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(従業者)

第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 医師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちⅠ型療養床の利用者（以下この項及び第6項において「Ⅰ型入所者」という。）の数を48で除した数に、介護医療院の入所者のうちⅡ型療養床の利用者（以下この項及び第6項において「Ⅱ型入所者」という。）の数を100で除した数を加えて得た数以上（その数が3に満たないときは3とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）（条例第26条第3項ただし書の規定により介護医療院に宿直を行う医師を置かない場合にあつては、入所者の数を100で除した数以上（その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）とする。）
- (2) 薬剤師 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を150で除した数に、Ⅱ型入所者の数を300で除した数を加えて得た数以上
- (3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。第15条において同じ。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (4) 介護職員 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を5で除した数に、Ⅱ型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数
- (6) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあつては、1以上
- (7) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100を超える場合にあつては、1に、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数を標準とする。）
- (8) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適當数
- (9) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定による許可を受ける場合は、推定数による。

3 第1項、第6項及び第7項第2号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

- 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 5 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下同じ。）の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。
- 6 第1項第1号の規定にかかわらず、医療機関併設型介護医療院の医師の員数の基準は、常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を48で除した数に、Ⅱ型入所者の数を100で除した数を加えて得た数以上とする。
- 7 第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号並びに前項の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項及び次条第4号において同じ。）の医師、薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあつては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあつては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
 - (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
 - (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適當数
(施設)

第3条 条例第5条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 療養室 次に定める基準
 - ア 一の療養室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上とすること。
 - ウ 地階に設けてはならないこと。
 - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- オ 入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。
- カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- キ ナース・コールを設けること。
- (2) 診察室 次に定める基準
 - ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。
 - (ア) 医師が診察を行う施設
 - (イ) 喀痰(かくたん)、血液、尿、糞(ふん)便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設(以下この号及び第14条第1項第2号のアの(イ)において「臨床検査施設」という。)
 - (ウ) 調剤を行う施設
 - イ アの(イ)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条に規定する検体検査(以下この号及び第14条第1項第2号のイにおいて「検体検査」という。)の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。
- (3) 処置室 次に定める基準
 - ア 処置室は、次に掲げる施設を有すること。
 - (ア) 入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設
 - (イ) 診察の用に供するエックス線装置(定格出力の管電圧(波高値とする。)が10キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが1メガ電子ボルト未満のものに限る。第14条第1項第3号のアの(イ)において「エックス線装置」という。)
 - イ アの(ア)に規定する施設にあっては、前号のアの(ア)に規定する施設と兼用することができる。
- (4) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、併設型小規模介護医療院にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (5) 談話室 入所者同士又は入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (6) 食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。
- (7) 浴室 次に定める基準
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (8) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(9) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

(10) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

(構造設備)

第4条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

(1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この条において「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長）又は消防署長と相談の上、条例第31条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第31条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第6条第4項の規定により介護医療院に設けなければならない設備の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(3) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備について

は、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条、第 30 条の 4、第 30 条の 13、第 30 条の 14、第 30 条の 16、第 30 条の 17、第 30 条の 18（第 1 項第 4 号から第 6 号までを除く。）、第 30 条の 19、第 30 条の 20 第 2 項、第 30 条の 21、第 30 条の 22、第 30 条の 23 第 1 項、第 30 条の 25、第 30 条の 26 第 3 項から第 5 項まで及び第 30 条の 27 の規定を準用する。この場合において、同令第 30 条の 18 第 1 項中「いずれか及び第 4 号から第 6 号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

(4) 階段には、手すりを設けること。

(5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8 メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7 メートル以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(6) その他入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けること。

(重要事項の説明)

第 5 条 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、条例第 7 条に規定する重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該重要事項を記載した文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第 7 条に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第 7 条に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 2 前項に規定する方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 3 第1項の電子情報処理組織とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 4 介護医療院は、第1項の規定により条例第7条に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法における次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法によりこれらの者の承諾を得なければならない。
 - (1) 第1項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 介護医療院は、前項の規定による承諾をした入所申込者又はその家族から条例第7条に規定する重要事項の提供を電磁的方法により受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用料等の受領)

- 第6条 介護医療院は、法定代理受領サービス（介護保険法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項において同じ。）が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。次項及び次条において同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。次項において同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該要した費用の額とする。次項において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。
- 2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
 - 3 介護医療院は、前2項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用（介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス

費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 居住に要する費用(介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。)第14条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 省令第14条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用の取扱い等については、省令第14条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 条例第14条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。(サービス提供証明書の交付)

第7条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(施設サービス計画)

第8条 計画担当介護支援専門員(条例第16条第2項に規定する計画担当介護支援専門員をいう。以下この条において同じ。)は、条例第16条第3項の規定による解決すべき課題の把握に当たっては、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにしなければならない。

2 前項の解決すべき課題の把握は、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、その理解を得なければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サー

ビスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載しなければならない。

4 条例第 16 条第 6 項の規定による入所者の同意は、当該入所者又はその家族に対しあらかじめその内容の説明を行った上で、文書により得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、条例第 16 条第 7 項の規定による実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに当該入所者への介護医療院サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的当該実施状況の把握の結果を記録すること。

7 第 1 項から第 5 項までの規定は、施設サービス計画の変更について準用する。

(介護医療院が行うことができる特殊な療法等)

第 9 条 条例第 17 条第 5 号の規則で定めるものは、省令第 18 条第 5 号に規定する厚生労働大臣が定めるものとする。

2 条例第 17 条第 6 号の規則で定める医薬品は、省令第 18 条第 6 号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品とする。

(管理者が他の職務に従事することができる場合)

第 10 条 条例第 25 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合

(2) サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 110 条第 4 項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同令第 131 条第 4 項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事する場合

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第 11 条 条例第 32 条第 2 項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、省令第 33 条第 2 項第 4 号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に

沿った対応を行うこと。

(業務の委託)

第12条 条例第32条第3項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条第2号のイ及び第14条第1項第2号のイに規定する検体検査の業務
- (2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- (4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

2 医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13並びに別表第1の2及び3、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条の規定は、条例第32条第3項の規則で定める基準について準用する。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号。以下「基準条例施行規則」という。）第12条第1項第1号に規定する検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準条例施行規則第12条第1項第2号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「基準条例施行規則第12条第1項第3号の規定による医薬品、医療機器等の品質、有効

性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 8 項に規定する特定保守管理医療機器」と、第 9 条の 13 中「法第 15 条の 3 第 2 項の規定による医療」とあるのは「基準条例施行規則第 12 条第 1 項第 4 号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第 12 条第 1 項中「法第 20 条の 3 第 2 項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成 30 年長野県規則第 18 号）第 12 条第 1 項第 1 号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第 2 条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第 12 条第 1 項中「法第 20 条の 3 第 2 項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成 30 年長野県規則第 18 号）第 12 条第 1 項第 1 号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

（事故発生等の防止のための措置）

第 13 条 条例第 39 条第 1 項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- （1） 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- （2） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- （3） 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

（ユニット型介護医療院の施設）

第 14 条 条例第 44 条第 2 項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

（1） 療養室 次に定める基準

ア 一の療養室の定員は、1 人とする。ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。

イ いずれかのユニット（条例第 2 条第 1 項に規定するユニットをいう。以下この条において同じ。）に属するものとし、当該ユニットの共同生活室（条例第 2 条第 1 項に規定する共同生活室をいう。以下この条において同じ。）に近接して一体的に設けること。

ウ 一の療養室の床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。

エ 地階に設けてはならないこと。

- オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- カ 入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。
- キ 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- ク ナース・コールを設けること。
- (2) 診察室 次に定める基準
 - ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。
 - (ア) 医師が診察を行う施設
 - (イ) 臨床検査施設
 - (ウ) 調剤を行う施設
 - イ アの(イ)の規定にかかわらず、検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。
- (3) 処置室 次に定める基準
 - ア 処置室は、次に掲げる施設を有すること。
 - (ア) 入居者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設
 - (イ) 診察の用に供するエックス線装置
 - イ アの(ア)に規定する施設にあっては、前号のアの(ア)に規定する施設と兼用することができる。
- (4) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (5) ユニット 次に定める基準
 - ア 一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。
 - イ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める基準
 - (ア) 共同生活室 次に定める基準
 - a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - c 必要な設備及び備品を備えること。
 - (イ) 洗面設備 次に定める基準
 - a 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - (ウ) 便所 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (6) 浴室 次に定める基準
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 2 ユニットに属さない療養室を改修した場合であって入居者同士の視線の遮断が確保されているときは、当該療養室を隔てる壁は、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないものとする。
- 3 ユニット型医療機関併設型小規模介護医療院（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型介護医療院のうち、入居定員が19人以下のものをいう。）の機能訓練室の基準は、第1項第4号の規定にかかわらず、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えることとする。

（条例第50条第2項の規則で定める職員配置）

第15条 条例第50条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- （2） 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を勤務に従事する職員として配置すること。
- （3） ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

附 則

（経過措置）

- 2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。）を開設する場合における当該介護医療院の施設及び設備については、次に定めるところによる。
- （1） 療養室の入所者1人当たりの床面積は、第3条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、6.4平方メートル以上とすること。
- （2） 条例第6条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- （3） 第4条第3項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主

要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100 平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を 1 とすることができる」とする。

(4) 療養室に隣接する廊下について第 4 条第 3 項第 5 号のアの規定を適用する場合においては、同ア中「1.8 メートル」とあるのは「1.2 メートル」と、「2.7 メートル」とあるのは「1.6 メートル」とする。

3 平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下この項及び次項において「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であつて、平成 36 年 3 月 31 日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）についての第 3 条及び第 14 条の適用については、第 3 条第 2 号のアの(イ)中「という。）」とあるのは「という。）」ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同条第 3 号のアの(イ)中「という。）」とあるのは「という。）」ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、第 14 条第 1 項第 2 号のアの(イ)中「臨床検査施設」とあるのは「臨床検査施設。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」とする。

4 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成 36 年 3 月 31 日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。）を開設した場合における当該介護医療院の施設及び設備については、次に定めるところによる。

(1) 療養室の入所者 1 人当たりの床面積は、第 3 条第 1 号のイの規定にかかわらず

ず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、6.4平方メートル以上とすること。

- (2) 条例第6条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- (3) 第4条第3項第1号の規定を適用する場合には、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- (4) 療養室に隣接する廊下について第4条第3項第5号のアの規定を適用する場合には、同ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。